

●規程改正案の概要

要 旨	職員の退職手当の改定等に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構役員退職手当規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>1 改正する規程 「役員退職手当規程」</p> <p>2 改正の内容</p> <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構の役員（非常勤の役員を除く。）の退職手当の支給率を次のとおり引き下げる。</p> <p>退職手当支給率 100/100 → 84/100 (△16.0%)</p> <p>(退職手当支給額＝退任時基本報酬月額×勤続年数×支給率)</p> <p>※退職手当の支給は、役員の任期ごとに行う。</p> <p>※山梨県職員又は機構職員を退職後、引き続き役員となった者や機構職員が役員を兼ねている場合等、退職手当は支給しない。</p> <p>【参考】山梨県の例</p> <p>○特別職の職員等の退職手当支給割合の改定状況</p> <p>〔知事〕</p> <p>退職手当支給率 0.62 → 0.52 (△16.1%)</p> <p>(退職手当支給額＝退職時給料月額×勤続月数×支給率)</p> <p>〔副知事〕</p> <p>退職手当支給率 0.45 → 0.38 (△15.6%)</p> <p>〔教育長〕</p> <p>退職手当支給率 0.27 → 0.23 (△14.8%)</p> <p>※公布の日から施行</p>
施行期日	公布の日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構役員退職手当規程 新旧対照表

新	旧
<p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 退職手当の額は、在職期間1年につき、退任し、解任され又は死亡した日におけるその者の基本報酬月額に<u>100分の84</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 退職手当の額は、在職期間1年につき、退任し、解任され又は死亡した日におけるその者の基本報酬月額に<u>100分の100</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p>

**平成25年2月定例県議会提出予定案件
(補正分)**

(議決案件)

【改正条例】

1 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例中改正の件

県政に対する県民の信頼を損ねることとなったことを踏まえ、知事及び副知事の給料を減額する措置を講ずることとする。

〔知事〕

給料月額 3/10減額 6月間(平成25年4月1日～9月30日)
現行の特例減額等と合わせて6/10減額(平成25年7月31日まで)
4/10減額(平成25年9月30日まで)

〔副知事〕

給料月額 1/10減額 3月間(平成25年4月1日～6月30日)
現行の特例減額と合わせて17/100減額

<公布の日から施行>

2 特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例中改正の件

一般職の県職員の退職手当の改定等に鑑み、特別職の職員等の退職手当の支給割合を改定する。

〔知事〕

退職手当 支給率 0.62 → 0.52 (△16.1%)
(退職手当支給額=退職時給料月額×勤続月数×支給率)

〔副知事〕

退職手当 支給率 0.45 → 0.38 (△15.6%)

〔教育長〕

退職手当 支給率 0.27 → 0.23 (△14.8%)

〔常勤監査委員〕

退職手当 支給率 0.14 → 0.12 (△14.3%)

〔公営企業管理者〕

退職手当 支給率 0.28 → 0.24 (△14.3%)

<公布の日から施行>

3 地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例中改正の件

地方自治法の一部改正に伴い、実費弁償の支給対象者について所要の改正を行う。

実費弁償の支給対象者に次の者を追加する。

- ・本会議での公聴会に参加した利害関係人等
- ・議会の求めに応じて本会議に出頭した参考人 など

<公布の日から施行>